

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-3 外務員登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）届出事項 金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、金商法第64条の4第3号には該当しないことに留意するものとする。</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-3 外務員登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）届出事項 金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は、金商法第64条の4第4号には該当しないことに留意するものとする。</p>
<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-2 外務員登録</p> <p>（1）（略）</p>	<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-2 外務員登録</p> <p>（1）（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現行	改正案
<p>(2) 届出事項</p> <p>金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は金商法第 64 条の 4 第<u>3</u>号には該当しないことに留意するものとする。</p> <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII-2 業務の適切性（証券金融会社）</p> <p>証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4（2）①及び②を除く。）、Ⅳ-3-1-6 及びⅣ-3-1-7 に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第 3 条の<u>4</u>第 1 項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(2) 届出事項</p> <p>金融商品取引業者内の人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合は金商法第 64 条の 4 第<u>4</u>号には該当しないことに留意するものとする。</p> <p>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII-2 業務の適切性（証券金融会社）</p> <p>証券金融会社の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-3-3、Ⅲ-2-3-4、Ⅲ-2-4（2）①及び②を除く。）、Ⅳ-3-1-6 及びⅣ-3-1-7 に準ずるほか、証券金融会社に関する内閣府令（以下「金融会社府令」という。）第 3 条の<u>5</u>第 1 項に規定する事業報告書「3 個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>